明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（六一）　一〇
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（六二）　一四
○科学技術基本法等の一部を改正する法律（六三）　三五
○割賦販売法の一部を改正する法律（六四）　三三
〔政　令〕
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（一九七）　三六
○国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（一九八）　三七
○司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令（一九九）　三七
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇〇）　三七
○家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（二〇一）　三七
○強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇二）　三七
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二〇三）　三七
〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定（三）　三七
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約（四）　三九
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約（五）　四三
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約（六）　一二三
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約（七）　一三五
〔省　令〕
○家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（**農林水産**四四）　一六一
○独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**五八）　一八三
〔告　示〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の効力発生のための通告に関する件（**外務**二三八）　一八四
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の効力発生のための通告に関する件（**同**二三九）　一八四
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジャマイカとの間の条約の効力発生のための通告に関する件（**同**二四〇）　一八四
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の日本国による通告に関する件（**同**二四一）　一八四
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の効力発生のための通告に関する件（**同**二四二）　一八四
○マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する件（**国土交通**六九七）　一八四

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律**（法律第六一号）（国土交通省）

一　航空法の一部改正関係

1　空港等の設置者等による施設の管理に関する基準の強化

(一)　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならないこととした。（第四七条第一項関係）

(二)　(一)の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めることとした。（第四七条第二項関係）

(1)　第三九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

(2)　施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

(3)　施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

(4)　自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

(5)　二の4の(一)及び(二)の措置に関する事項

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

(三)　空港の設置者は、機能確保基準に従って空港の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき事項に関し必要な事項を空港機能管理規程として定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第四七条の二関係）